

資料2

26水管第862号

平成26年7月24日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第240号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

1 沖合底びき網漁業に係る操業禁止海域の拡大

(1) 制度の現状

漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第1号に基づく沖合底びき網漁業については、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）別表第2中において、その操業禁止区域が定められている。

この操業禁止区域は、

- ① 漁業権者等の沿岸漁業者と沖合底びき網漁業者等の沖合漁業者との間での漁業紛争を回避する漁業調整の観点（漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第1項による委任）、又は
- ② 水産資源の保護培養の観点（水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項による委任）

から、その必要最小限の範囲内で定めているものである。

(2) 改正の概要

青森県艤作崎周辺海域のうち、別紙の赤字斜線で示した海域については、主要漁獲対象資源の産卵場や幼仔稚魚の成育場となっており、当該水産資源の保護培養に重要な役割を担っている。このため、当該海域において、沿岸漁業者は種苗放流や漁獲努力量の抑制・削減等に取り組み、水産資源の保護と再生産の向上に努めているところであるが、沿岸漁業に比して漁獲能力が大きい沖合底びき網漁業者による操業が可能となっているため、水産資源の保護培養に支障が生じ、沿岸漁業者と沖合漁業者との間で、当該海域での沖合底びき網漁業の操業をめぐって漁業紛争が生じるおそれがある。

このため、別紙の赤字斜線で示した海域についても、漁業調整及び水産資源の保護培養の観点から、新たに指定省令別表第2の沖合底びき網漁業の項第1号に規定する操業禁止海域に追加することが適当である。

なお、本件規制は沖合底びき網漁業者への規制を強化するものであるが、平成14年当時から同県艤作崎周辺海域とともに資源管理に取り組みつつ操業している青森・秋田両県の沖合底びき網漁業者と沿岸漁業者との間で漁場利用に係る協議が重ねられており、本件規制を講じることについて沖合底びき網漁業者側の理解を得ることができていることから、今般の改正に伴う混乱は特段起きない。

2 指定省令の一部規定中の「太平洋の海域」、「インド洋の海域」及び「大西洋の海域」の文言の適正化

指定省令中の規定で単に「太平洋の海域」、「インド洋の海域」及び「大西洋の海域」と規定している規定のうち、各地域漁業管理機関の管轄海域を対象とした規制措置であるものについては、その趣旨と適用海域の範囲が明確になるようにするため、当該海域の規定ぶりについて用語の適正化を行う。

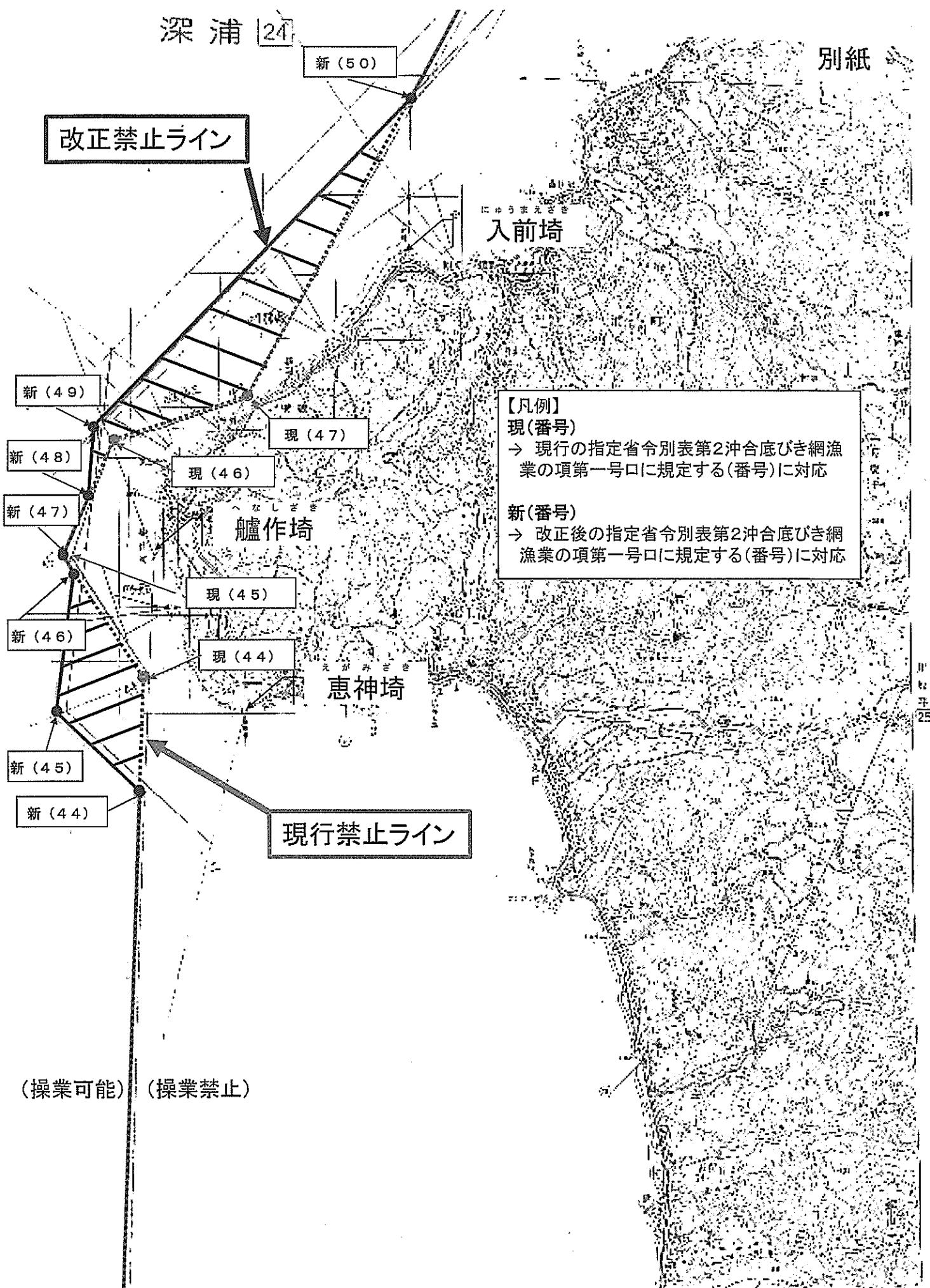
3 公布・施行予定

公布（官報掲載）

施行

平成26年8月中

平成26年9月1日



○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

農林水産大臣 林 芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「東支那海」の下に「、フィリピン海」を加え、同項中「及びソロモン海」を「、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリティッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中西部太平洋条約海域 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類の保存及び管理に関する条約（以下「中西部太平洋条約」という。）第三条1に規定する海域をいう。

二 インド洋協定海域 インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する海域をいう。

三 大西洋条約海域 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域をいう。

四 北西大西洋条約区域 北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約第一条1に規定する区域をいう。

第三十一条の二中「西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（以下「中西部太平洋条約」という。）第三条1に規定する海域（以下「中西部太平洋条約海域」という。）」を「中西部太平洋条約海域」に改める。

第五十七条第一項中「大西洋の海域（地中海の海域を含む。）」を「大西洋条約海域」に改め、「以下」の下に「本則において」を加える。

第九十二条各号列記以外の部分中「以北」及び「以西」を削り、「以南の太平洋及びインド洋の海域並びに大西洋の海域（地中海の海域を含む。）」を「及び西経二十度の線により囲まれた海域並びに大西洋条約

海域」に改める。

別表第二沖合底びき網漁業の項第一号口中(175)を(178)とし、(48)から(174)までを(51)から(177)までとし、同(47)中「と同町大戸瀬崎突端西北西三海里の点を結ぶ線上艦作崎突端一・五海里」を「三百三十三度三十分一・一海里」に改め、同(47)を同(49)とし、同(49)の次に次のように加える。

(50) 青森県西津軽郡深浦町入前崎突端十度一・五海里の点

別表第二沖合底びき網漁業の項第一号口(46)中「北北西一海里」を「二百九十五度〇・七海里」に改め、同(46)を同(48)とし、同(45)を同(47)とし、同(44)中「一海里」を「一・八海里」に改め、同(44)の次に次のように加える。

(45) 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺恵神崎突端二百六十九度一・五海里の点

(46) 青森県西津軽郡深浦町艤作崎突端二百六十一度〇・六海里の点

別表第二遠洋底びき網漁業の項第九号中「北緯三十五度の線以北、西経四十四度の線とグリーンランドの南海岸線との交点、北緯五十九度西経四十四度の点、北緯五十九度西経四十二度の点及び北緯三十五度西経四十二度の点を順次に直線で結ぶ線以西の大西洋の海域並びにセント・ローレンス湾、デイヴィス海峡及び北緯七十八度十分の線以南のバフィン湾の海域」を「北西大西洋条約区域」に改める。

別表第二「大中型まき網漁業の項第七号中「（ベーリング海、オホーツク海及び日本海の海域を含む。）」を削り、同項第八号口及び第十号中「インド洋の海域」を「インド洋協定海域」に改める。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第九号から第十三号までの規定中「インド洋の海域」を「インド洋協定海域」に改め、同項第十四号中「大西洋の海域（地中海の海域を含む。次号から第二十四号まで及び第二十九号並びに別表第四において同じ。）」を「大西洋条約海域」に改め、同項第十五号から第二十五号までの規定中「大西洋の海域」を「大西洋条約海域」に改め、同項第二十六号中「大西洋の海域」を「大西洋条約海域（地中海の海域を除く。）」に改め、同項第二十七号中「大西洋の海域」を「大西洋の海域」に、「西大西洋海域」を「西大西洋の海域」に改め、同項第二十八号中「西大西洋海域」を「西大西洋の海域」に改め、同項第二十九号及び第三十号中「西大西洋海域以外の大西洋の海域」を「西大西洋の海域以外の大西洋条約海域」に改め、同項第三十一号中「大西洋の海域」を「大西洋条約海域」に改め、同項第三十二号を削り、同項第三十三号中「メキシコ湾海域」を「メキシコ湾の海域」に改め、同号を同項第三十二号とする。

別表第四中「インド洋の海域」を「インド洋協定海域」に、「大西洋の海域」を「大西洋条約海域」に改

める。

別表第五の一の項中「第二条第一項」を「第二条1」に、「第二条第三項」を「第二条3」に改める。

附 則

この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	(定義)	(定義)
第一条 (略)	第一条 (略)	
2 (略)	2 (略)	
3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(新設)	
一 中西部太平洋条約海域 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類の保存及び管理に関する条約（以下「中西部太平洋条約」という。）第三条に規定する海域をいう。		
二 インド洋協定海域 インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する海域をいう。		
三 大西洋条約海域 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域をいう。		
四 北西大西洋条約区域 北西大西洋の漁業についての今後の多数		

国間の協力に関する条約第一条に規定する条約区域をいう。

4

この省令の適用については、ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東支那海、フィリピン海、南支那海、タイ湾、東インド諸島諸海、ビスマルク海、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バヌアツ諸海、カリブ海、カリブオルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリティッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域は、太平洋の海域に含まれるものとする。

(国際信号書の備付義務)

第三十一条の二 大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「大中型まき網漁業者」という。）は、中西部太平洋条約海域のうち公海（我が国及び外国の排他的経済水域を除く。以下同じ。）においては、国際海事機関が採択した国際信号書の最新のものの写しを当該許可に係る船舶、第三十二条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第三十三条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）内に備え付けておかなければならない。

3 この省令の適用については、ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東支那海、南支那海、タイ湾、東インド諸島諸海、ビスマルク海及びソロモン海の海域は、太平洋の海域に含まれるものとする。

(国際信号書の備付義務)

第三十一条の二 大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「大中型まき網漁業者」という。）は、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（以下「中西部太平洋条約」という。）第三条に規定する海域（以下「中西部太平洋条約海域」という。）のうち公海（我が国及び外国の排他的経済水域を除く。以下同じ。）においては、国際海事機関が採択した国際信号書の最新のものの写しを当該許可に係る船舶、第三十二条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第三十三条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）内に備え付けておかなければならない。

けておかなければならぬ。

(大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの漁獲量の割当)

第五十七条 農林水産大臣は、遠洋かつお・まぐろ漁業者別及びくろまぐろ（大西洋条約海域において採捕されるものに限る。以下本則において「大西洋くろまぐろ」という。）又はみなみまぐろの採捕に従事する船舶別に、大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当てを行うものとする。

25 (略)

(まぐろ又はかじきの採捕の制限)

第九十二条 南緯五十五度の線、西経百五十度の線、次に掲げる線から成る線及び西経二十度の線により眞まれた海域並びに大西洋条約海域においては、農林水産大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶においてまぐろ又はかじきの採捕に従事してはならない。

13 (略)

(大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの漁獲量の割当)

第五十七条 農林水産大臣は、遠洋かつお・まぐろ漁業者別及びくろまぐろ（大西洋の海域（地中海の海域を含む。）において採捕されるものに限る。以下「大西洋くろまぐろ」という。）又はみなみまぐろの採捕に従事する船舶別に、大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当を行ふものとする。

25 (略)

(まぐろ又はかじきの採捕の制限)

第九十二条 南緯五十五度の線以北、西経百五十度の線以西、次に掲げる線から成る線以南の大西洋及びインド洋の海域並びに大西洋の海域（地中海の海域を含む。）においては、農林水産大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶においてまぐろ又はかじきの採捕に従事してはならない。

13 (略)

別表第二（第十七条関係）

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
沖合底びき網漁業	一次に掲げる海域における沖合底びき網漁業の操業は、禁止する。
イ (略)	ロ 次に掲げる各点又は線を順次に結ぶ線から成る線により囲まれた海域（イに掲げる海域と重複する部分を除く。）
(1) (43) (略)	(44) 秋田県と青森県との境界にある須郷岬 突端正西四海里の点と同県西津軽郡深浦町艦作埼突端一 ・八海里の点
(45) 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺恵神崎 突端二百六十九度一・五海里の点	ロ 次に掲げる各点又は線を順次に結ぶ線から成る線により囲まれた海域（イに掲げる海域と重複する部分を除く。）
(46) 青森県西津軽郡深浦町艦作埼突端二百 六十一度〇・六海里の点	(1) (43) (略) (44) 秋田県と青森県との境界にある須郷岬 突端正西四海里の点と同県西津軽郡深浦町艦作埼突端一 海里の点 (新設)
(47) (略)	

別表第二（第十七条関係）

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
沖合底びき網漁業	一次に掲げる海域における沖合底びき網漁業の操業は、禁止する。
イ (略)	ロ 次に掲げる各点又は線を順次に結ぶ線から成る線により囲まれた海域（イに掲げる海域と重複する部分を除く。）
(1) (43) (略)	(44) 秋田県と青森県との境界にある須郷岬 突端正西四海里の点と同県西津軽郡深浦町艦作埼突端一 海里の点 (新設)
(45) (略)	

(48) 青森県西津軽郡深浦町艦作埼突端二百九十五度〇・七海里的点

四一海里的点

(49) 青森県西津軽郡深浦町艦作埼突端三百三十三度三十分一・一海里的点

(50) 青森県西津軽郡深浦町入前崎突端十度一・五海里的点

(51) (178) (略)

ハル (略)

二六 (略)

(略)

遠洋底びき網漁業

一八 (略)

(略)

(46) 青森県西津軽郡深浦町艦作埼突端北北五十九度西經四十四度の点及び北緯三十五度西經四十二度の点を順次に直線で結ぶ線以西の大西洋の海域並びにセント・ローレンス湾、デイヴィ

四一海里的点

(47) 青森県西津軽郡深浦町艦作埼突端西北西三海里的点を結ぶ町大戸瀬崎突端西北西三海里的点を結ぶ

線上艦作埼突端一・五海里的点

(新設)

(48) (175) (略)

ハル (略)

二六 (略)

(略)

遠洋底びき網漁業

一八 (略)

(略)

業 大中型まき網漁	一〇六 (略)	十〇六 (略)
七 さけ又はますの採捕であつて大中型まき網漁業の操業に係るもの（総トン数十五トン以上の船舶を使用して行うものに限る。）は、太平洋の海域においては、禁止する。	八 次に掲げる海域におけるかつお又はまぐろに係る大中型まき網漁業の操業（投網前に視認される鯨又はじんべえざめから一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。	八 次に掲げる海域におけるかつお又はまぐろに係る大中型まき網漁業の操業（投網前に視認される鯨又はじんべえざめから一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。

業 大中型まき網漁	一〇六 (略)	十〇六 (略)
七 さけ又はますの採捕であつて大中型まき網漁業の操業に係るもの（総トン数十五トン以上の船舶を使用して行うものに限る。）は、太平洋の海域（ベーリング海、オホーツク海及び日本海の海域を含む。）においては、禁止する。	八 次に掲げる海域におけるかつお又はまぐろに係る大中型まき網漁業の操業（投網前に視認される鯨又はじんべえざめから一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。	八 次に掲げる海域におけるかつお又はまぐろに係る大中型まき網漁業の操業（投網前に視認される鯨又はじんべえざめから一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。

イ 中西部太平洋条約海域

ス海峡及び北緯七十八度十分の線以南のバブイン湾の海域において、網（底部を除く。）の選択性を低下させ、事实上、目合を狭める効果を有する装置を備えた網を使用する遠洋底びき網漁業の操業は、禁止する。

口 インド洋協定海域

九 (略)

十 赤道以北、北緯十度の線以南、東経六十度の線以西のインド洋協定海域における大中型まき網漁業の操業は、毎年十一月一日から同年十二月一日までの期間内においては、禁止する。

(略)

(略)

遠洋かつお・ま

一〇八 (略)

ぐる漁業

九 インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐる漁業によるにたりの採捕は、禁止する。

十 インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐる漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。

十一 インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐる漁業によるまおながの採捕は、禁止する。

十二 インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐる漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

口 インド洋の海域

九 (略)

十 赤道以北、北緯十度の線以南、東経六十度の線以西のインド洋の海域における大中型まき網漁業の操業は、毎年十一月一日から同年十二月一日までの期間内においては、禁止する。

(略)

(略)

一〇八 (略)

九 インド洋の海域における遠洋かつお・まぐる漁業によるにたりの採捕は、禁止する。

十 インド洋の海域における遠洋かつお・まぐる漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。

十一 インド洋の海域における遠洋かつお・まぐる漁業によるまおながの採捕は、禁止する。

十二 インド洋の海域における遠洋かつお・まぐる漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

十三 赤道以北、北緯十度の線以南、東経六十度の線以西のインド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年三月一日までの期間内においては、禁止する。

十四 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。

十五 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるしゆもくざめ科（うちわしゆもくざめを除く。）の採捕は、禁止する。

十六 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。

十七 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

十八 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐ

十二 赤道以北、北緯十度の線以南、東経六十度の線以西のインド洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年三月一日までの期間内においては、禁止する。

十四 大西洋の海域（地中海の海域を含む。次号から第二十四号まで及び第二十九号並びに別表第四において同じ。）における遠洋かつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。

十五 大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるしゆもくざめ科（うちわしゆもくざめを除く。）の採捕は、禁止する。

十六 大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。

十七 大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

十八 大西洋の海域における遠洋かつお・まぐ

ぐる漁業による体重二十五キログラム未満のめかじきの採捕は、禁止する。ただし、体重二十五キログラム未満のめかじきの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるめかじきの総漁獲尾数の百分の十五を超えない場合は、この限りでない。

十九 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるふうらいかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十一 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるにしまかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十二 大西洋条約海域における遠洋かつお・ま

ろ漁業による体重二十五キログラム未満のめかじきの採捕は、禁止する。ただし、体重二十五キログラム未満のめかじきの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるめかじきの総漁獲尾数の百分の十五を超えない場合は、この限りでない。

十九 大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十 大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるふうらいかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十一 大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるにしまかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十二 大西洋の海域における遠洋かつお・ま

まぐろ漁業によるにしくろかじきの採捕は、

農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止

する。

二十三 北緯五度の線以南の大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるびんながの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十四 北緯五度の線以北の大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十五 北緯五度の線以南の大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十六 南緯四十度以北の大西洋条約海域（地中海の海域を除く。）において、農林水産大臣が定めた期間内に当該海域に新たに入域し

ぐろ漁業によるにしくろかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十三 北緯五度の線以南の大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるびんながの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十四 北緯五度の線以北の大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十五 北緯五度の線以南の大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十六 南緯四十度以北の大西洋の海域において、農林水産大臣が定めた期間内に当該海域に新たに入域した船舶を使用して行う遠洋か

た船舶を使用して行う遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、当該期間内においては、禁止する。

二十七 北緯十度の線以北の西経四十五度の線
、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西
経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三
十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に
至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北
緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度
西経三十度の点から赤道と西経三十度の線と
の交点に至る直線、赤道と西経三十度の線と
の交点から赤道と西経二十五度の線との交点
に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線
から成る線以西の大西洋条約海域（次号から
第二十号までにおいて「西大西洋の海域」と
いう。）における遠洋かつお・まぐろ漁業によ
る体重三十キログラム未満のくろまぐろの
採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未

つお・まぐろ漁業の操業は、当該期間内にお
いては、禁止する。

二十七 北緯十度の線以北の西経四十五度の線
、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西
経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三
十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に
至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北
緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度
西経三十度の点から赤道と西経三十度の線と
の交点に至る直線、赤道と西経三十度の線と
の交点から赤道と西経二十五度の線との交点
に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線
から成る線以西の大西洋の海域（次号から第
三十号までにおいて「西大西洋の海域」とい
う。）における遠洋かつお・まぐろ漁業による体
重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は
、禁止する。ただし、体重三十キログラム未

ラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航
海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲
重量の百分の十を超えない場合は、この限り
でない。

一十八 北緯三十五度の線以北の西経四十五度の線、北緯三十五度西経四十五度の点から北緯三十五度西経六十五度に至る直線、北緯三十五度西経六十五度の点から北緯二十度西経六十五度の点に至る直線、北緯二十度西経十五度の点から北緯二十度西経八十度に至る直線、北緯二十度西経八十度の点から北緯二十六度三十分西経八十度の点に至る直線、北緯二十六度三十分西経八十度の点及び北緯二十六度三十分の線とフロリダ半島東岸との交点を結ぶ直線以北の西大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

一十八 北緯三十五度の線以北の西経四十五度の線、北緯三十五度西経六十五度に至る直線、北緯三十五度西経六十五度の点から北緯二十度西経六十五度の点に至る直線、北緯二十度西経十五度の点から北緯二十度西経八十度に至る直線、北緯二十度西経八十度の点から北緯二十六度三十分西経八十度の点に至る直線、北緯二十六度三十分西経八十度の点及び北緯十六度三十分の線とフロリダ半島東岸との交点を結ぶ直線以北の西大西洋海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、農林水産省が定めた期間内においては、禁止する。点を結ぶ直線以北の西大西洋の海域における

二十九 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域

点を結ぶ直線以北の西大西洋海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重十キログラム以上三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲尾数の百分の五を超えない場合は、この限りでない。

三十 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域（西経十度の線以西、北緯四十二度の線以北の海域を除く。）における遠洋かつお・まぐろ漁業によるくろまぐろの採捕は、毎年六月一日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。

三十一 北緯四十二度の線以北、西経四十五度の線以東、西経十度の線以西の大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年七月三十一日までの期間内においては、禁止する。

三十 西大西洋海域以外の大西洋の海域（西経十度の線以西、北緯四十二度の線以北の海域を除く。）における遠洋かつお・まぐろ漁業によるくろまぐろの採捕は、毎年六月一日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。

三十一 北緯四十二度の線以北、西経四十五度の線以東、西経十度の線以西の大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年七月三十一日までの期間内においては、禁止する。

(削る。)

別表第四（第五十九条関係）	港内又は海域	転載に係る制限	(略)	(略)
中西部太平洋条約海域、東部太平洋の海域、インド洋協定海域又は大西洋条約又は大西洋条約	一 転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域 漁業管理機関に登録された運搬船（東部太平 洋の海域、インド洋協定海域又は大西洋条約 海域に沿う日本国外の港の港内において転載 する場合にあつては、我が国が登録に関し必要な 二月三十日までの期間内においては、禁止す る。	一 転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域 漁業管理機関に登録された運搬船（東部太平 洋の海域、インド洋の海域又は大西洋の海域 に沿う日本国外の港の港内において転載する 場合にあつては、我が国が登録に関し必要な 三十二 北緯二十度の線以北、西経八十一度の 線以西のメキシコ湾の海域における遠洋かつお・ま ぐろ漁業の操業は、毎年一月一日から同年十 二月三十日までの期間内においては、禁止す る。	(略)	(略)

別表第四（第五十九条関係）	港内又は海域	転載に係る制限	(略)	(略)
中西部太平洋条約海域、東部太平洋の海域、インド洋の海域又は大西洋の海域	一 転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域 漁業管理機関に登録された運搬船（東部太平 洋の海域、インド洋の海域又は大西洋の海域 に沿う日本国外の港の港内において転載する 場合にあつては、我が国が登録に関し必要な 三十三 北緯二十度の線以北、西経八十一度の 線以西のメキシコ湾海域における遠洋かつお・ま ぐろ漁業の操業は、毎年一月一日から同年十 二月三十日までの期間内においては、禁止す る。	一 転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域 漁業管理機関に登録された運搬船（東部太平 洋の海域、インド洋の海域又は大西洋の海域 に沿う日本国外の港の港内において転載する 場合にあつては、我が国が登録に関し必要な 三十二 地中海の海域における遠洋かつお・ま ぐろ漁業の操業は、毎年六月一日から同年十 二月三十日までの期間内においては、禁止す る。	(略)	(略)

海域に沿う日本
外の港の港内

必要な情報を提出したことにより登録されたものに
のに限る。以下この表において「登録運搬船」と
「」という。(以外の船舶に転載しないこと。

大西洋条約海域

(略)

二・三 (略)

に沿う日本国外
の港の港内

一・四 (略)

中西部太平洋条
約海域、東部太
平洋の海域、イ
ンド洋協定海域
又は大西洋条約
海域

大西洋条約海域
海域

(略)

別表第五（第三十一条の五、第七十五条関係）
区 域 上欄に掲げる区域内に立

に沿う日本国外
の港の港内

情報を探すことにより登録されたものに
限る。以下この表において「登録運搬船」と
「」いう。(以外の船舶に転載しないこと。

大西洋の海域に
沿う日本国外の
港の港内

一・四 (略)

中西部太平洋条
約海域、東部太
平洋の海域、イ
ンド洋の海域又
は大西洋の海域

大西洋の海域

(略)

別表第五（第三十一条の五、第七十五条関係）
区 域 上欄に掲げる区域内に立

		一 漁業に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定第二条1に規定する海域
二〇十二 (略)	(略)	漁業に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定第二条3に定められたカナダ政府の権限ある当局が発給した許可証を有する者

		一 漁業に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定第二条第一項に規定する海域
二〇十二 (略)		漁業に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定第二条第三項に定められたカナダ政府の権限ある当局が発給した許可証を有する者